医政発 0329 第 23 号 平成 31年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」 の一部改正について

今般、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号。)により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと等に伴い、別添のとおり「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下、本通知という。)の一部を改正し、平成32年(2020年)の4月1日より施行することとしたので、貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。また、本通知の施行に伴い、「大学病院と共同して研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成15年7月28日医政発第0728001号厚生労働省医政局長通知)及び臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について(平成15年7月28日医政発第0728002号厚生労働省医政局長通知)は廃止することとした。

(照会先)

厚生労働省医政局医事課

医師臨床研修推進室

TEL:03-5253-1111 (内線 4123、2567)

Mail:ishi-kensyu@mhlw.go.jp